

問12 「町会の総会で近隣センターを利用したいのですが」

町会の総会で近隣センターを利用したいのですが、申し込みはどのようにすれば良いのでしょうか。

答 「事前に近隣センターの窓口で申請をしてください」

コミュニティ活動の拠点施設として設置された近隣センターを利用するに当たり、町会は、地域に貢献する「地域優先団体」として位置付けられています。

御利用される場合は、地域の近隣センターの窓口にご申請してください。申請は、利用日の6カ月前の初日から受け付けています。使用料は、無料となります。

なお、この優先的な御利用は、町会の主催する総会や定例会を開催する場合に限りまので御注意ください。趣味的な活動や懇親会などの場合は、使用料が有料となり、利用申し込みも1ヶ月前からとなります。

また、町会の集会所（ふるさとセンター）がある場合は、極力当該施設を御使用ください。

近隣センターの利用時間は、午前9時から午後9時までとなっています。また、休館日は、第1・3月曜日及び年末年始（12月29日から1月3日）です。

【問い合わせ先】

◎ 市民活動推進課 TEL：7167-1126